

報告第 4 1 号

地方税の取扱いについて

地方税の取扱いについて、別紙のとおり報告する。

平成 1 7 年 5 月 2 6 日提出

観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会  
会 長 平 野 清

【調整方針】

入湯税については、観音寺市の例により統一する。

【調整結果】

事務事業名	観音寺市	大野原町	豊浜町	調 整 結 果
納税義務者	鉱泉浴場における入湯に対し、入湯客に課税			<b>観音寺市の例により統一する。</b>
課税免除	年齢12歳未満の者 共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する者 上記に掲げる者の外、市長が特に認めたもの			納税義務者 鉱泉浴場における入湯に対し、入湯客に課税
税率	宿泊を伴う者 1人 1日 100円 日帰りの者 1人 1日 50円			課税免除 年齢12歳未満の者 共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する者 上記に掲げる者の外、市長が特に認めたもの
徴収方法	特別徴収			税率 宿泊を伴う者 1人 1日 100円 日帰りの者 1人 1日 50円
徴収手続	特別徴収義務者 <b>鉱泉浴場の経営者</b> 徴収手続 <b>特別徴収義務者</b> により、毎月15日までに、前月1日から同月末日までに徴収すべき入湯税に係る課税標準額、税額その他必要な事項を記入した納入申告書が市長に提出され、これに基づき納入書により納入金が納入される。			徴収方法 特別徴収 徴収手続 特別徴収義務者 <b>鉱泉浴場の経営者</b> 徴収手続 <b>特別徴収義務者</b> により、毎月15日までに前月1日から同月末日までに徴収すべき入湯税に係る課税標準額、税額その他必要な事項を記入した納入申告書が市長に提出され、これに基づき納入書により納入金が納入される。